

甲賀流

人権・同和教育推進員

“仕事”の巻

人権・同和教育
推進員って
何をするの？

人推協って
どんな団体？

まちづくり
懇談会の
計画って
どうするの？

その疑問、
拙者が
答えねど
うする

1. 甲賀市人権・同和教育推進員って？

「甲賀市人権・同和教育推進員規則」に基づき、それぞれの区や自治会から推薦をされ、市教育委員会の委嘱を受けた方です。

甲賀市には、この人権・同和教育推進員（以下「推進員」とします）が約300人おられます。

地域に根ざした学習の場をより充実させ、計画的かつ継続した取り組みとするために、任期は2年としています。ただし、1年で交代される場合は、区・自治会からご報告をいただいております。

2. 期待される推進員の姿とは？



人権尊重のまちづくり懇談会などの企画・運営を通し、地域住民と共に人権教育の推進を行う。

地域活動

推進活動



自ら研修参加に努め、普段から人権に関する情報を集めるなど、人権意識を高めていく。

自己研鑽



人推協などの活動への参画。研修などへの参加を地域住民に呼びかける。

啓発活動

3. 人権尊重のまちづくり懇談会 (まち懇) について



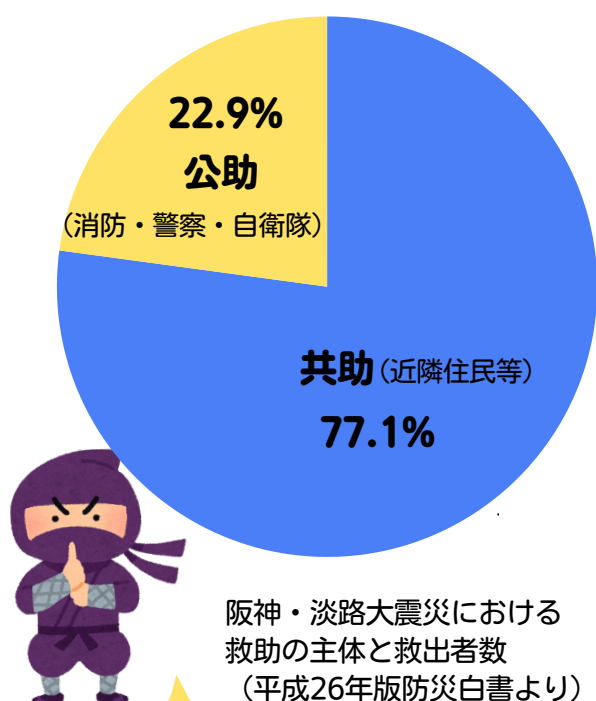
コロナ禍以降、
年々まち懇の
実施率、参加者数は
増えています。

まち懇では、差別の無い、一人ひとりが大切にされるまちづくりのために、地域の人権課題も取り入れながら懇談することで、参加者の皆さんに学びを深めていただきます。

懇談会を通して、日頃から地域の人権課題について自ら考え、お互いを知り合うことは、いざという時の安心にもつながっていきます。

年度	実施率	参加者数
2019	96.3%	6,044人
2023	61.9%	3,375人
2024	94.1%	3,870人
2025	98.0%	4,035人

直近7年間のまち懇の開催状況（市内202区・自治会）
※2020～2022年度の3年間はコロナ禍のため実施無し



災害直後は、隣近所の人
に命を救われることが
多いのじゃ。

左のグラフは、阪神淡路大震災の際に、誰が救助したかを示しています。家族や隣人、友人が多くを占め、消防や自衛隊を大きく上回っています。

災害直後は建物の倒壊で消防や行政が身動きできなかったり、火災の対応に追われたりしています。そのような時に命を救うのが近隣の人とのつながりです。

自分の住む地域で、避難の際に声をかけるべき人がいるか？地域の課題は？さらには地域の人材の発掘など、地域のことを知り、つながりを作るためにも、まち懇を活用してください。

4. まち懇開催までの進め方

①相談・計画 (7月)

推進員と区長・自治会長で、まち懇の時期、内容、呼びかける範囲などを相談します。

・講師を呼んで開催する

市に講師を依頼する時は、「講師派遣依頼書」の提出。

・人権啓発DVDを視聴する

人推協支部事務局に連絡し、DVDを選び、予約。

②計画書の提出 (7～8月)

実施計画書に開催日時、場所、実施内容等を記入し、人推協支部事務局（P6参照）へ提出します。
区合同開催やまちづくり協議会（自治振興会）主催として開催する場合も計画書・報告書は区・自治会ごとにご提出願います。

③周 知 (実施の数週間 ～2か月前)

回覧板や掲示板、SNSなどを通じて、対象者にお知らせします。

④実 施 (7月～翌年3月)

会場設営や受付、進行など役割分担をしながら進めます。参加者数を記録しておく、報告書を作るときに役立ちます。

⑤報告書の提出 (実施後2週間以 内を目安に)

実施後すみやかに報告書を作成し、人推協支部事務局へご提出ください。



地域の課題を取り入れたまち懇の開催をめざしています。

実施計画書・実施報告書は、人権尊重のまちづくりリーダー研修会（7月頃）でお渡ししていますが、見当たらない場合は、人推協支部事務局(P6参照) までご連絡ください。

5. まち懇の内容3選

ワーク ショップ ・ 意見交流

進行役（ファシリテーター）のワークや資料をもとに体験したり、小グループで話をしたり聞いたりしながら学ぶ参加型の方法です。

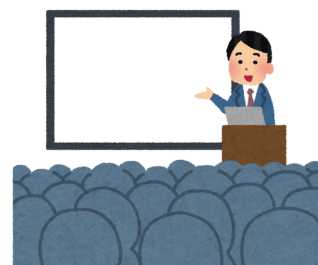
市でも講師を派遣し、啓発冊子「知っているから しているへ」を使って参加者同士がつながりながら楽しく参加できる人権研修を進めています。



講演 形式

「こども」「多文化共生」「LGBTQ」「障がいのある人」などその分野に精通した講師を招き、お話を聞く開催方法です。

人権の話の合間に演奏や歌を入れたコンサート形式の方法もあります。



DVDの 視聴

人推協各支部が毎年購入し、保管しているDVDの中から、地域の課題や関心が高いものを選び視聴する方法です。

視聴後、感想を交流することで、より理解が深まります。



上記のほかに、こんな方法もあります

市が開催する人権尊重のまちづくりセミナーにまち懇として参加する方法です。この方法で実施をしていく場合は、人推協支部事務局へ事前に連絡をしてください。連絡先はP6を参照。

6. まち懇Q&A

市作成啓発紙
「人権尊重をしているから
しているへ」

Q
講師を呼ぶのに
講師代は出るの
ですか？



A
講師代は出ませんが、啓発紙
を使った懇談方法では、講師
（市職員）を無料で派遣しま
す。市が委嘱している啓発講
師も無料です。



2025年度版



2026年度版



Q
まち懇の参加者を区
の役員のみにしても
いいですか。



A
構いませんが、できる限
り多くの住民の方に参加
していただける方法をご
検討ください。



Q
推進員は、まち懇の
当日は何をしたら
いいのですか。



A
資料・教材の準備、受付、
進行、会場の準備などが
考えられます。
区・自治会長さんと相談の上、
役割分担をしてください。



7. 人推協ってどんな組織？



人推協＝人権教育推進協議会

市人推協は、区・自治会の方、民間団体・有識者・教職員・行政職員等で構成され、自主的な人権教育・啓発活動を推進し、人権尊重のまちづくりに貢献しています。

水口・土山・甲賀・甲南・信楽の各支部があり、それぞれが人権についての学習の機会を広く市民に開き、きめ細やかな人権教育・啓発を行っています。

市人権教育推進協議会（人推協）事務局

水口支部…甲賀市役所3階
人権推進課内
tel 69 - 2150
fax 63 - 4554

土山支部…土山地域市民センター
土山公民館内
tel 70 - 2726
fax 66 - 1564

甲賀支部…かふか生涯学習館
甲賀公民館内
tel 88 - 4100
fax 88 - 5055

甲南支部…忍の里プラザ
甲南公民館内
tel 86 - 3036
fax 86 - 8119

信楽支部…信楽開発センター
信楽公民館内
tel 82 - 8075
fax 82 - 2463

滋賀県では、19市町全てに人推協等が組織され、人権教育・啓発を進めているのじゃ。



